

平成 2 3 年度  
熊谷市事務事業評価  
第 1 回 外部評価委員会  
会 議 資 料

日 時 : 平成 2 3 年 6 月 3 日 (金)

午前 1 0 時 3 0 分 ~

場 所 : 熊谷市役所 302 会議室

# 目 次

○ 次 第	2
○ 熊谷市事務事業評価外部評価委員会名簿	3
○ 会議資料	
1 熊谷市総合振興計画の推進について	4
2 事務事業評価について	5
(1) 考え方	
(2) 用語の意味	
(3) 事務事業評価の状況	
3 事務事業の外部評価について	6
(1) 実施方針	
(2) 実施期間	
(3) 実施効果	
(4) 外部評価の位置づけ	
(5) 外部評価対象事業の選定	
(6) 外部評価の進め方	
(7) 評価	
(8) スケジュール	
※参考資料「外部評価の進め方」	
参考資料 事務事業評価外部評価委員会要綱	9
4 外部評価対象事業の選定基準(案)	10

# 熊谷市事務事業評価外部評価委員会

## 第 1 回 次 第

日 時 平成 23 年 6 月 3 日 (金)  
午前 10 時 30 分から正午まで  
場 所 熊谷市役所館 302 会議室

### 開 会

- 1 委嘱状の交付
- 2 市長あいさつ
- 3 制度概要の説明
- 4 議 題
  - (1) 正・副委員長の選出
  - (2) 会議の公開について
  - (3) 対象事業の選定基準について
  - (4) 評価作業の進め方について
    - ア 第 2 回委員会の開催について
    - イ 第 3～6 回委員会の進め方
- 5 その他

### 閉 会

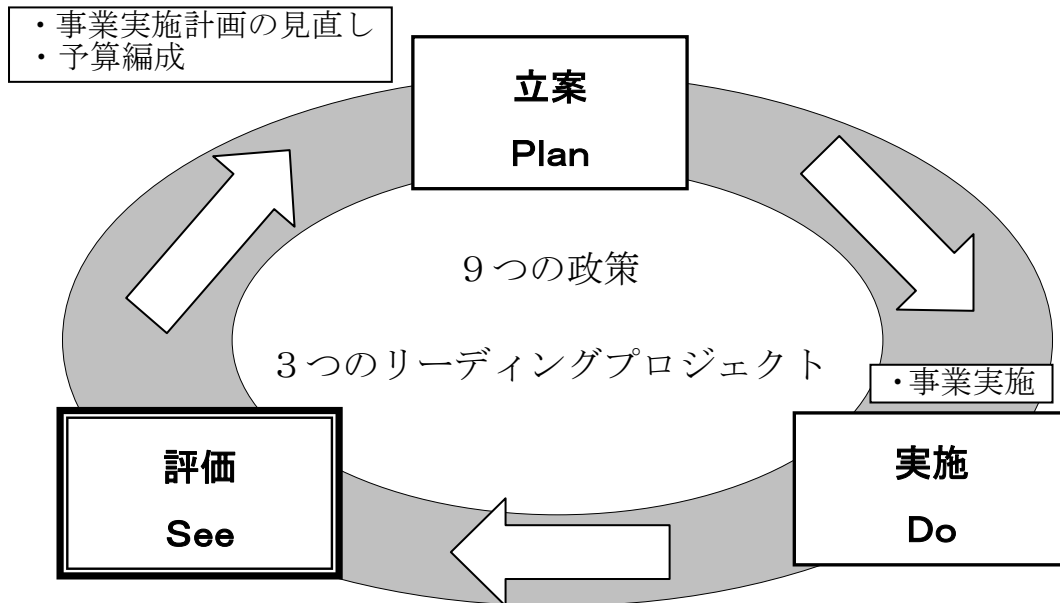
## 熊谷市事務事業評価外部評価委員会名簿

氏 名	職 名 等
い い じ ま け ん じ 飯 島 賢 二	飯島経営グループ代表、税理士 中小企業診断士
い し い と も あ き 石 井 智 章	弁護士
い ち の と み お 市 野 富 雄	公 募
い ん で ん ひ ろ し 位 田 央	立正大学法学部 准教授
お お く ぼ ゆ み こ 大 久 保 由 美 子	公 募
そ め や ふ み こ 染 谷 芙 美 子	税理士
ひ ら お か か ず よ し 平 岡 和 喜	熊谷市 PTA 連合会顧問 五幸事務機株式会社専務取締役
ま つ も と よ し お 松 本 芳 男	日本大学商学部 学部次長 教授

※敬称略、50音順

# 1 熊谷市総合振興計画の推進について

行政評価による進行管理の全体イメージ



- ・事務事業評価
- ・**事務事業外部評価**
- ・成果指標の把握
- ・進捗状況の把握※1
- ・アンケートの実施

〔9つの政策分野における成果指標の状況〕  
(平成21年度末の実施状況)

順調	76指標	54%
おおむね順調	24指標	17%
遅れている	40指標	29%
合計	140指標	100%



熊谷市自治基本条例(抜粋)

(行政評価)

第22条 市は、施策の成果目標を明確にするとともに、効率的かつ効果的な市政運営を行うために行政評価を実施し、その結果を公表します。

2 市は、行政評価の結果を検証し、施策に反映させるよう努めます。

## 2 事務事業評価について

### (1) 考え方

事業担当課が、予算事業ごとに、有効性及び効率性の観点からの定量分析、事業の優先度、必要性、実施主体の妥当性、対象者、受益者負担及び市民ニーズの観点からの定性分析を行い今後の方針を導き出します。

行政評価担当事務局は、事業の内容、定量分析及び定性分析を勘案し、事務事業の総合評価を行います。

有効性：目的達成状況を示すもので、指標の実績値を目標値で除した値

効率性：コスト改善状況を示すもので、評価年度のコストを基準年度のコストで除した値

コストは実績額（事業の決算額＋人件費）を指標の実績値で除した値

### (2) 用語の意味

**継続**：今後も事業の必要性や市民ニーズなどを適切に把握しながら継続して実施する事業。

**改善**：事業の必要性は認めるが、必要性や市民ニーズなど、さらに、有効性及び効率性等にも配慮しながら実施する事業。

**拡大**：事業の必要性や市民ニーズなどの高まりにより、既存の事業をさらに拡大して実施する事業。

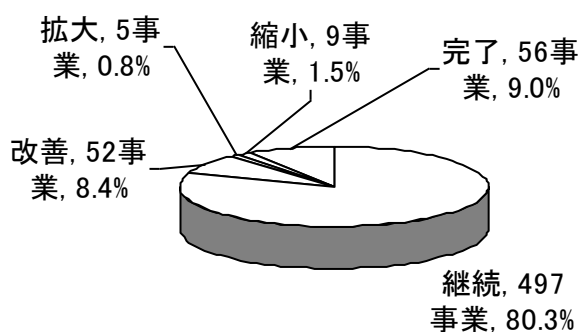
**縮小**：事業の目的をある程度達成したか、事業の必要性や市民ニーズが低くなるなど既存の事業を縮小して実施する事業。

**完了**：事業の目的を達成し、完了した事業。

### (3) 事務事業評価の状況

(平成 22 年度評価結果)

継続	497 事業	80.3%
改善	52 事業	8.4%
拡大	5 事業	0.8%
縮小	9 事業	1.5%
完了	56 事業	9.0%
合計	619 事業	100.0%



### 3 事務事業評価の外部評価について

#### (1) 実施方針

現行の事務事業評価の客観性と透明性を確保し、市民からの信託に応えた諸施策の展開を図るため、現在取り組んでいる各事務事業の効果を市職員以外の外部の視点から検証し、諸施策の実現に向け、効果的に事務が執行されているかについて、公正・公平な観点から評価します。

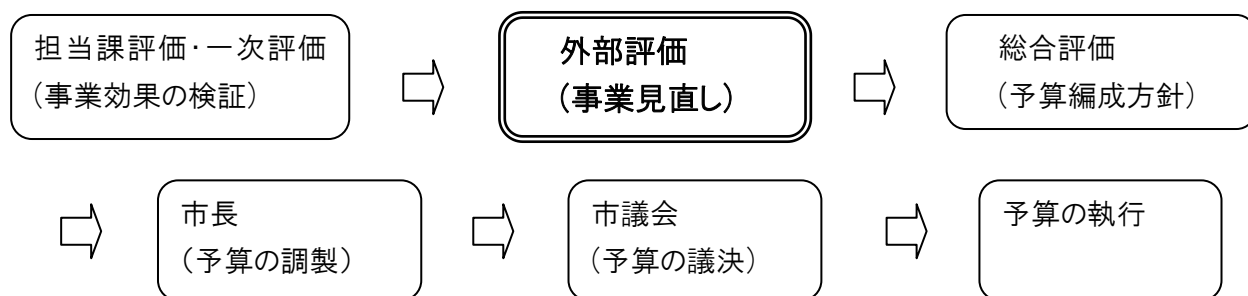
#### (2) 実施期間

平成 23 年度～平成 24 年度の 2 ヶ年を試行として実施します。

#### (3) 実施効果

- ・効果的な諸施策の推進が図られます。
- ・市職員の意識改革につながります。
- ・市民の皆様へ情報を発信する場となります。
- ・市政への市民参加につながります。

#### (4) 外部評価の位置づけ



#### (5) 外部評価対象事業の選定

- ・事務局が全ての事務事業から各部で合計 50 事業程度を選定します。
- ・外部評価委員会で対象事業選定の基準を決め、24 事業に絞り込みます。

#### (6) 外部評価の進め方

※別紙「外部評価の進め方」を参照

#### (7) 評価

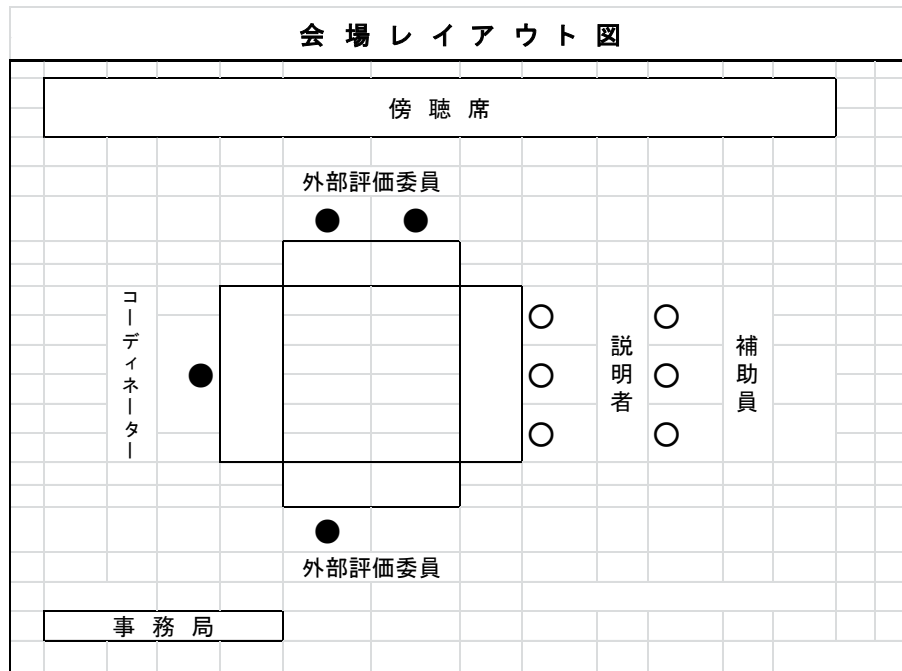
現行の事務事業評価の評価基準によります。ただし「中止・廃止の検討を要する」評価項目を加えます。

(8) スケジュール(予定)

年 月	内 容	場所等(予定)	備 考
平成23年 6月3日 (金)	<p>■第1回外部評価委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員委嘱式</li> <li>・制度概要説明</li> <li>・事業選定基準等の決定</li> </ul> <p>○候補50事業程度を選定</p> <p>○担当課評価(1次)評価の実施 (入力期限:6/17(金)まで)</p>	<p>熊谷市役所 302 会議室 (2h/回)</p> <p>(庁内)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部評価対象事業の選定基準が決定</li> <li>・班編成、外部評価の実施日(第3~6回)の決定</li> </ul>
6月下旬	<p>■第2回外部評価委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業の選定 (選定基準に基づき事業選定)</li> </ul>	<p>熊谷市役所又は はメール等を利用</p>	<p>50事業程度から24事業を選定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業概要説明シート」準備</li> </ul>
7月中旬	<p>○24事業の対象事業が決定</p>		<p>関係課へ通知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参考資料作成</li> <li>・事業概要説明の準備</li> </ul>
8月初旬	<p>■外部評価の実施(第3~6回) (2班編成で24事業(12事業/班)を評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業概要説明(所管課)</li> </ul>	<p>熊谷市役所 全8回/2班 (3事業/2h/回)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「拡大」、「継続」、「改善」、「縮小」、「中止・廃止の検討を要する」評価</li> </ul>
8月下旬	<p>○評価結果取りまとめ</p> <p>○改革の方向性の検討(所管課)</p> <p>○外部評価結果を受け総合評価を実施</p>	<p>(事務局) (庁内)</p> <p>(庁内)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各委員の意見を集約</li> </ul>
9月下旬	<p>■第7回外部評価委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価結果説明</li> </ul>	<p>熊谷市役所</p>	<p>※総合評価結果及び外部評価結果を公表(HP等)</p>



## 外部評価の進め方



### 〔実施方法〕

コーディネーター及び外部評価委員が、担当課職員から概要説明を受けた後、質疑応答により事務事業を評価します。

① 事業説明 (5～10分)

- ・担当課職員が「事業概要説明シート」及び担当課作成説明資料に基づき、当該事業の要点のみ説明を行います。(外部評価委員は事前に資料に目を通している前提で説明します。)
- ・説明者への資料出しのため補助員が控えます。

② 事業選定理由説明 (2分程度)

- ・事務局から事業を選定した背景を提示します。

③ 論点の提示 (3分程度)

- ・コーディネーターから主な論点等を提示します。

④ 質疑・議論 (20分)

- ・外部評価委員から説明者に対して、事務事業の効果や仕事のやり方について疑問を投げかけます。

⑤ まとめ (5分)

- ・コーディネーターが各委員の意見を取りまとめ、議論の結果としての評価を決定します。

熊谷市事務事業評価外部評価実施要綱

平成 23 年 2 月 18 日決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、熊谷市自治基本条例(平成 19 年 9 月 28 日条例第 30 号。以下「条例」という。)第 22 条に規定する行政評価において、客観性及び信頼性を確保するために、第三者による評価(以下「外部評価」という。)を実施する場合に必要な事項を定めるものとする。

(評価委員)

第 2 条 外部評価を行う第三者(以下「評価委員」という。)は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 有識者

(3) 公募市民

2 評価委員の任期は、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

3 任期途中で評価委員が退任した場合は、新たな評価委員を補充するものとし、その評価委員の任期は前任者の在任期間とする。

(外部評価委員会)

第 3 条 外部評価委員会(以下「委員会」という。)は、評価委員 8 人以内をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、評価委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(評価委員の職務)

第 4 条 評価委員は、市長に対して、行政評価システムにおける事務事業評価の 1 次評価を点検し、改善策を提言するほか、外部評価の実施にあたり必要に応じて意見を述べることができる。

(評価の実施)

第 5 条 委員会は、特定課題にかかる事務事業について評価を行うものとする。

2 評価の結果は、評価委員協議の上、取りまとめるものとする。

3 評価の実施にあたり、関係職員の説明を求めることができる。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、外部評価の実施に関し、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する

## 4 外部評価対象事業の選定基準（案）

### （1）選定基準

いずれかの基準を満たす場合は対象とします。

また、事務事業に含まれる特定のテーマを絞り、外部評価の対象の事業とすることも可能とします。

(例:「〇〇窓口業務の民間活力導入について」、「〇〇の健全経営について」、「〇〇の効率化について」、「〇〇イベントの再構築について」、「〇〇のあり方について」、「〇〇の実施について」など)

基準1「税金の使われ方」 → 事業の効率性を検証

- ・ 予算額が100万円以上の事業
- ・ 委託を実施している事業
- ・ 全て直営で実施している事業
- ・ 補助金及び負担金の交付の対象となる事務又は事業

基準2「事務事業の硬直化」 → 時代のニーズに対応しているか検証

- ・ 5年以上同一の事業形態で継続して実施している事業

基準3「国、県及び市の役割の確認」 → 必要性の検証

- ・ 民間や国・県で実施している同種同類の事業
- ・ 以前に法令上何らかの指摘がされた事業

基準4「市民ニーズの反映」 → 必要性の検証

- ・ 市民の生活に深く関わりのある事業
- ・ ハートフルミーティング等において市民の関心が高い事業

基準5「その他」

- ・ 外部の視点により検証を行うことが有効と判断される事業

### （2）対象外事務事業の基準

- ・ 全額が国、県費で負担する事業(例:年金、国政選挙、指定統計、外国人登録など)
- ・ 法令等により市の実施方法が決まっている事業(例:戸籍など)
- ・ 市民の最低限の生活保障の確保に必要な事業(例:生活保護など)